

## 部活動に関する活動方針

<p>学校における部活動の方針</p>	<p>八王子市教育委員会の「市立学校に係る運動部活動の方針」に基づき、以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じて最適に実施されることを目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 心身のバランスのとれた成長と豊かな学校生活を送ることができるように取り組む。</li> <li>② 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。</li> <li>③ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。</li> <li>④ 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。</li> <li>⑤ 運動部顧問は、部活動は、単に知識・技術・競技力の向上を図るものではなく、多様な活動・経験を通して、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養を促し、人間的な成長をめざすことを目的とする。</li> <li>⑥ 文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、「運動部活動の方針」に準ずるものとする。</li> </ol> <p>【本校の部活動の基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 部員は、学校の規則、また「部活動についてのきまり」を守る。</li> <li>② 学校活動（授業、委員会、係、諸行事、清掃など）を優先する。</li> <li>③ 顧問の指導や指示に従う。</li> <li>④ 校外での活動（試合）の場で、本校生徒の誇りを持ち責任ある行動をする。</li> </ol>
<p>適切な休業日等の設定方針</p>	<p>八王子市教育委員会の方針に則り、週当たりの休養日、長期休業中の休養日、1日の活動時間を以下のように設定する。</p> <p>【休養日】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。 （平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とする。 また、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）</li> <li>② 長期休業中の休養日についても、「1」に準じた扱いを行う。</li> </ol> <p>【活動時間】</p> <p>1日の実活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度とする。 週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度とする。</p> <p>※運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休業日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。</p>
<p>設置している運動部活動名</p>	<p>①女子バスケットボール部 ②男子バスケットボール部 ③女子バドミントン部 ④卓球部 ⑤サッカー部 ⑥野球部 ⑦陸上競技部 ⑧ソフトテニス部</p>
<p>設置している文化部活動名</p>	<p>①美術部 ②パソコン部 ③吹奏楽部 ④スポーツレクリエーション部</p>